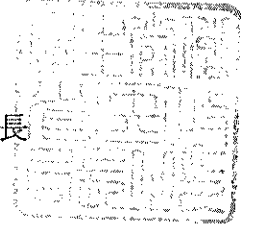




医政発 0317 第 22 号  
平成 23 年 3 月 17 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置について（通知）

「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 23 年政令第 19 号）が（別添 1）のとおり、平成 23 年 3 月 13 日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）（別添 2 参照）の規定の一部が、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害に適用されることとなりました。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を指定する件」（平成 23 年 3 月 17 日厚生労働省告示第 56 号）が（別添 3）のとおり、平成 23 年 3 月 17 日付けで公布され、同日から施行されました。

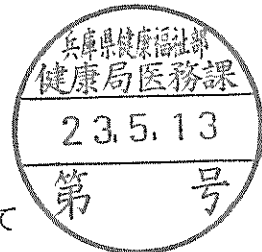
これらに伴う厚生労働省医政局所管の法令の適用に係る留意点は下記のとおりですので、御了知の上、適切な対応方御配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について

- 1 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 39 号）附則第 3 条第 2 項の規定に基づく衛生検査技師免許の申請の期間の満了日を平成 23 年 8 月 31 日に延長した。



(6) 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）関係  
柔道整復師の施術所の開設の届出義務（第 19 条）

第 3 医療法人に係る破産手続開始の決定の留保について

- 1 特定非常災害により債務超過となった医療法人に対しては、支払不能等の場合を除き、一定の期間（平成 25 年 3 月 10 日まで）破産手続開始の決定をすることはできない。（法第 5 条）

以上



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（一九）

本号で公布された  
法令のあらまし

◆平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第十九号）  
（内閣府本府）

- 1 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定することとした
- 2 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした
- （一）行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置
- （二）期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置
- （三）債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置
- 3 この政令は、公布の日から施行することとした

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する

政 令

御 名 御 職

平成二十三年三月十三日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する

（延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする

（免責期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする

（法第五条第一項の政令で定める日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十一日とする

附 則

この政令は、公布の日から施行する

内閣総理大臣 菅 直人

総務大臣 片山 善博

法務大臣 江川 五月

# ○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

(平成八年六月十四日  
法律第八十五号)

改正	平成	九年	五月	九日	法律第	五〇号
	同	一一年	二月	三日	同	第一六〇号
	同	一四年	七月	二日	同	第八五号
	同	一六年	六月	二日	同	第六七号
	同	一六年	六月	二日	同	第七六号
	同	一六年	六月	二日	同	第七六号
	同	一六年	六月	二日	同	第七六号
	同	一八年	六月	二日	同	第九二号
	同	一八年	六月	二日	同	第九二号
	同	二〇年	五月	三日	同	第四〇号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律をここに公布する。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利

益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び景観法（平成十六年法律第十号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

（平一六法七六・平一六法二一・一部改正）

（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に

係る法律、政令又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第七條第三項若しくは第五十八條第四項(宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十八條第一項において準用する場合を含む。)若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第十二條第一項若しくは第十三條第一項の命令若しくは内閣府設置法第七條第五項若しくは第五十八條第六項若しくは宮内庁法第八條第五項若しくは国家行政組織法第十四條第一項の告示(以下「法令」という。)の施行に関する事務を所管する国の行政機関(内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三條第二項に規定する機関をいう。以下同じ。)の長(当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三條第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会)は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「延長期日」という。)を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分(特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。)により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

- 二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関(国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの
- 2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。
- 3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関(次項において「行政庁等」という。)は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益については、保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。
- 4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由があ

る場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(平一一法一六〇・一部改正)

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

A〔日法八九一八・九〕②

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならぬ。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることが

できない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(平一六法七六・平一八法五〇・一部改正)

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第六条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第七条 建築基準法第二条第三十五号の特定行政庁は、同法第八十条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者

の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(平九法五〇・平一四法八五・平一六法六七・平一八法九二・平二〇法四

〇・一部改正)

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第八条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(平一六法一一・追加)

附 則 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、

△〔日法八九一八・九〕㊟





住所 東京都江戸川区宇喜田町1358番地8  
 住所 昭和44年11月19日生  
 住所 東京都渋谷区松濤2丁目12番11-901号  
 住所 吳海英 昭和59年11月18日生  
 住所 東京都板橋区大山井町54番15-304号  
 住所 昭和48年4月24日生  
 住所 王麗 昭和49年7月2日生  
 住所 陳麗雲 平成18年12月28日生  
 住所 川崎市中原区上小田中7丁目16番1-203号

住所 蔡福花 昭和55年4月19日生  
 住所 東京都足立区島根1丁目1番13-304号  
 住所 王越非 昭和50年6月17日生  
 住所 張俊 昭和55年6月18日生  
 住所 王麗文 平成20年9月22日生  
 住所 王麗華 平成22年4月15日生  
 住所 佐藤真樹 藤木町238番地18  
 住所 安藤 昭和45年6月10日生  
 住所 千葉県船橋市本中山4丁目4番3-606号  
 住所 賀藤 昭和54年4月21日生  
 住所 賀藤 平成20年3月7日生

○外務省告示第八十一号  
 平成二十三年三月二日にアクラで、ガナナ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換が行われ、ガナナ共和国政府との間に行われた。  
 1 援助の目的及び内容 貧困削減に向けた努力を推進するための資金の贈与  
 2 贈与額 二億円  
 3 署名者  
 日本側 片上慶一在ガナナ大使  
 ガナナ側 アルハジ・ムハマド・ムムニ外務大臣  
 平成二十三年三月十七日 外務大臣 松本 剛明

○外務省告示第八十一号  
 平成二十三年三月一日にモロコシで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がモロコシ連合政府との間に行われた。  
 1 援助の目的及び内容 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入  
 2 贈与額 一億四千万円  
 ○厚生労働省告示第五十六号  
 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三項第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し、該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を次のように指定する。  
 平成二十三年三月十七日 厚生労働大臣 細川 律夫

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく健康保険費納付又は保険料の指定（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く）以下「特定被災区域」という）内に在る健康保険費納付又は保険料の指定に係る者	特定被災区域内に健康保険費納付又は保険料を有する者

3 贈与の供与期限 平成二十三年三月三十一日まで  
 署名者  
 1 日本側 川口哲郎在モロコシ大使  
 コモロ側 フアミ・サイード・イブラヒム外務大臣  
 平成二十三年三月十七日 外務大臣 松本 剛明

○外務省告示第八十三号  
 スウェーデン王国政府は、次の条約及び議定書を廃棄する旨を平成二十三年一月十三日にベルギー王国政府に通告した。  
 一 明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された、開税表引行のための国際連合の設立に関する条約  
 二 昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで作成された、千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された開税表引行のための国際連合の設立に関する条約、開税表引行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書  
 よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日にスウェーデン王国について効力を生ずる。  
 平成二十三年三月十七日 外務大臣 松本 剛明

○厚生労働省告示第五十五号  
 技能審査認定規程（昭和四十八年労働省告示第五十四号）第一条第一項の規定により平成九年三月十八日付けで認定したCADトリス技能審査を実施する中央職業能力開発協会から、同規程第五条第二項の規定により事務所の所在地を変更し、同規程第十條第一項の規定に基づき告示する。  
 平成二十三年三月十七日 厚生労働大臣 細川 律夫

一 変更前の認定法人等の事務所の所在地 東京都文京区  
 二 変更後の認定法人等の事務所の所在地 東京都新宿区  
 変更の時期 平成二十二年九月二十七日

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく健康保険費納付又は保険料の指定（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く）以下「特定被災区域」という）内に在る健康保険費納付又は保険料の指定に係る者	特定被災区域内に健康保険費納付又は保険料を有する者

職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十條第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年四月九日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く）
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の三第二項の規定に基づく養育里親名簿への登録	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四條の二第一項の規定に基づく障害児施設給付費の支給	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三條第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認（特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る）	特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者
食品衛生法第五十二條第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る）	特定被災区域内に営業所を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第三條の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第九十二号）第四十五條第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住地を有する者
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四條第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業者若しくは輸入業者又は販売業者の登録（特定被災区域内に在る製造業者若しくは輸入業者又は店舗に係るものに限る）	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者
麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十條第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業者若しくは向精神薬小売業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る）	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者
薬事法（昭和三十一年法律第四十五号）第四條第一項の規定に基づく薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る）	特定被災区域内に薬局を有する者
薬事法第十二條第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る）	特定被災区域内に事務所を有する者
薬事法第十三條第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る）	特定被災区域内に製造所を有する者
薬事法第十三條の三第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の外国製造業者の認定	特定被災区域内において申請をする者
薬事法第二十三條の六第一項の規定に基づく指定管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る）	特定被災区域内において申請をする者

